

[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿〔管理型〕（平成30年7月度）

対象期間：平成30年7月1日～平成30年7月31日

作成日：平成30年8月24日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量〔規十二条の七の二 ハ イ、規十二条の七の五 セ イ〕

種類	数量(単位)
燃え殻	254.06 (t/月)
汚泥	319.54 (t/月)
廃プラスチック類	60.49 (t/月)
紙くず	8.16 (t/月)
木くず	7.08 (t/月)
繊維くず	12.23 (t/月)
動植物性残さ	47.12 (t/月)
ゴムくず	(t/月)
金属くず	8.94 (t/月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	86.52 (t/月)
鉱さい	13.67 (t/月)
がれき類	73.52 (t/月)
動物のふん尿	(t/月)
動物の死体	(t/月)
ばいじん	(t/月)
産業廃棄物を処分するために処理したもの	51.68 (t/月)
その他（安定型混合物）	11.47 (t/月)
その他（管理型混合物）	298.63 (t/月)
その他（廃石綿等）	2.21 (t/月)

残余容量(年度末時点)〔規十二条の七の二 ハ リ、規十二条の七の五 セ リ〕

測定年月日	
測定結果	

水質検査の実施状況と措置(年1回)〔規十二条の七の二 ハ ニ及びホ、規十二条の七の五 セ ニ及びホ〕

	地下水	放流水
採取日		
採取場所		
検査結果が得られた日		
検査項目		
検査結果		
異状の有無		
必要な措置を講じた年月日とその内容		

※1 異状が認められた場合のみ記入すること。 ※2 いずれかを記載すること。 ※3 環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。 ※4 処分場の平面図に位置を明示すること。

水質検査の実施状況と措置(月1回)〔規十二条の七の二 ハ ニ及びホ、規十二条の七の五 セ ニ及びホ〕

	地下水	放流水
採取場所	上流	下流
採取日	平成30年7月1日	平成30年7月1日
検査結果が得られた日	平成30年7月9日	平成30年7月13日
電気伝導率 ※2	18.8	10.6
塩化物イオン ※2	9	5
水素イオン濃度		7
生物化学的酸素要求量		0.5未満
化学的酸素要求量		16
浮遊物質		1未満
窒素含有量 ※3		12
異状の有無	異状なし	異状なし
必要な措置を講じた年月日とその内容 ※1		

施設の点検〔規十二条の七の二 ハ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ、規十二条の七の五 セ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ〕

	擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理設備	防凍措置
点検日	平成30年7月1日	平成30年7月1日	平成30年7月1日	平成30年7月1日	平成30年7月1日
異状の有無	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし
必要な措置を講じた年月日とその内容 ※1					